

下請取引〔建設業〕に関する確認シート

※裏面の＜記載に当たっての注意事項＞をよくお読みの上、記載してください。

1 あなたの会社 <input type="checkbox"/> 匿名を希望する(以下の会社名、所在地、連絡先の記載は不要。)	
会社名 (代表者名)	
所在地 〒	
連絡先(電話番号)	



2 通報の対象となる元請負人	
会社名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 工場
所在地 〒	
建設業の許可番号 国土交通大臣許可 第 号	



3 賃金の引上げの予定 (いずれか1つ)	
<input type="checkbox"/> [A] 1年内に引き上げるつもり または 引き上げた	<input type="checkbox"/> 必須
<input type="checkbox"/> [B] いつか引き上げるつもりだが、具体的な予定はない	
<input type="checkbox"/> [C] 当面、引き上げるつもりはない	

4 上記2の元請負人から受けた不利益の内容(賃金引上げの阻害要因) (複数選択可)	
<input type="checkbox"/> 以下以外の内容	<input type="checkbox"/> 必須
<input type="checkbox"/> 下請代金の支払遅延 <input type="checkbox"/> 不当に低い請負代金の額とする請負契約 (次の①～⑥の当てはまるものにもチェックしてください) ① 追加・変更工事に伴う増加費用負担 ② 工期変更に伴う増加費用負担 ③ 指値発注 (元請負人から一方的に提示された請負代金で契約させられること) ④ 赤伝処理 (工事で発生する廃棄物処理費用等を合意なく一方的に支払時に差し引かれること) ⑤ 工期短縮に伴う増加費用負担 ⑥ やり直し工事に伴う増加費用負担 ⑦ ①～⑥に当てはまらない場合 <input type="checkbox"/> 不当な使用資材等の購入の強制 <input type="checkbox"/> 著しく短い工期の設定	
具体的な内容	<input type="checkbox"/> 必須

5 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先	
部署・職氏名	
連絡先(電話番号)	
元請負人にあなたの会社から通報があったことを明らかにしてよいですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(匿名希望)	

通報
対象

※職員記入

取得年月日	令和 年 月 日	局署No.	台帳No.
-------	----------	-------	-------

<記載に当たっての注意事項>

この確認シートについて

- ① この確認シートは、賃金引上げの阻害要因として「下請代金の支払遅延」等が疑われるかを確認するためのものです。
所定の項目を記入いただいた結果、「下請代金の支払遅延」等が疑われる場合には、この確認シートをお渡した労働基準監督署に郵送等によりご提出ください(任意)。
- ② この確認シートに記入された内容に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)違反の疑いがある場合、あなたにご連絡することなく、労働基準監督機関から国土交通省に対して、記入された内容を通報することがあります。
- ③ 通報された場合、5に記載された連絡先へ国土交通省からご連絡することがあります。
- ④ 通報の有無やその後の経過についてお問い合わせいただいても、お答えできません。
- ⑤ この確認シートに記入された内容は、厳重に管理し、国土交通省以外の機関等に提供したり、他の用途に使用したりすることはありません。

「1 あなたの会社」欄について

- ① 「会社名」「所在地」「連絡先」欄は、あなたが所属する事務所・支店等について記載してください。
- ② あなたの会社の会社名を匿名とする場合は、国土交通省が事実関係を確認できず、正確な調査を行えない場合があります。

「2 通報の対象となる元請負人」欄について

- ① 「通報の対象となる元請負人」とは、建設業法第2条第5項で定める「元請負人」のことです。
- ② 「会社名」「所在地」欄は、あなたの会社に不利益を行っている元請負人の事務所・支店等について記載してください。
- ③ 「建設業の許可番号」については、国土交通省のホームページから検索できます。

国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」

<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do>



「3 賃金の引上げの予定」欄について

- ① [A]の場合、通報の対象外となります。[B]又は[C]の場合、「4 上記2の元請負人から受けた不利益の内容」欄へ進んでください。
- ② 「賃金の引上げ」とは、基本給や各種手当の支給額の引き上げや、新たな手当の支給などにより賃金額が引き上がるなどをいいます。

「4 上記2の元請負人から受けた不利益の内容(賃金引上げの阻害要因)」欄について

- ① 上記2の元請負人から受けた不利益が下請代金の支払遅延、不当に低い請負代金の額とする請負契約、不当な使用資材等の購入の強制、著しく短い工期の設定のいずれかである場合、具体的な内容も記載してください。
また、これら以外の場合、通報の対象外となります。
- ② 上記2の元請負人から受けた不利益の内容については、以下のガイドラインを参考に、区分に沿って発生時期や状況を含めて、具体的に記載してください。
- ③ 上記2の元請負人から受けた不利益の内容が分かる資料(契約書、請求書など)があれば、その写しの添付をご検討ください。

国土交通省ホームページ「建設業法令遵守ガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

